

貯蔵施設を設置しない旨の説明書

(法第11条ただし書きに該当する場合)

販 売 所 の 名 称			
販 売 所 の 所 在 地			
規則第11条第2項 対応条項		☐ 第1号 自らが高压ガス保安法第一種製造者で貯蔵施設を有している場合 ☐ 第2号 自らが高压ガス保安法第一種貯蔵所の所有又は占有者である場合 ☐ 第3号 容器による販売で、充てん容器等の保管、引き渡し及び引き取りを全量委託している場合 ○ 委託先が貯蔵施設を有する第一種製造者 ○ 委託先が第一種貯蔵所の所有又は占有者 ○ 委託先が貯蔵施設を有する第一製造者、又は第一種貯蔵所と資本関係にある配送事業者 ☐ 第4号 充てん設備により全量販売する場合で、自らが充てん事業者、又は他の充てん事業者に全量委託の場合 ☐ 第5号 組合が所有する貯蔵施設より、組合員として常に仕入れができる場合 ☐ 第6号 販売所に近接した貯蔵施設を有する第一種製造者と心的結合があり、常に仕入れができる場合	
第3号	容器等の保管等を全量委託している場合	委 託 先 名	
		所 在 地	
第5号	組合員として組合の所有する貯蔵施設を使用する場合	組 合 名	
		貯蔵施設の所在地	
第6号	販売所に近接した第一種製造者の貯蔵施設を使用する場合	第一種製造者の名称	
		所 在 地	

※ 該当する販売所が複数ある場合は、それぞれ別葉とすること。

※ 容器等の保管等を全量委託している場合は、委託契約書を添付すること。

なお、配送事業者へ委託する場合は、配送事業者と第一種製造者、又は第一種貯蔵所との資本関係を示す書面を添付すること。

※ 販売所に近接した第一種製造者の貯蔵施設を使用する場合は、第一種製造者との資本関係を示す書面を添付すること。